第

4948

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2014年)$ 平成 $_{26}$ 年 3月 25日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="http://www.zeirishi-miwa.co.jp">http://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>

## △ 創業 10 周年記念に支給した商品券

**Q**:当社では、10周年記念として社員に商品券を支給しようと思っています。どのような取扱いになりますか?

A:給与になります。

## 【解説】

創業何周年を記念して社員に記念品等を支 給するということは、一般的によく行われて いることから、所得税では、①その支給する 記念品が社会通念上記念品としてふさわしい ものであり、かつ、そのものの価額(処分見込 価額により評価した価額)が1万円以下のも のであること、②創業記念のように一定期間 ごとに到来する記念に際し支給する記念にの ごとに到来する記念に際し支給する記念に ついては、創業後相当な期間(おおむね5年以 上の期間)ごとに支給するものであること、の いずれにも該当するものについては、課税し なくてよいこととしています。

ただし、この取扱いを受けるのは記念品に係る経済的利益に限られているため、記念品に代えて支給する金銭については、給与等として課税の対象になります。

ところで、記念品等の中には商品券も含まれるのではと思われるかもしれませんが、商品券は商品を自由に入手することが可能になることから、金銭による支給と変わらず、したがって、給与等として課税されることとなります。







